

# インターネット接続環境基盤等賃貸借にかかる業者選定プロポーザル実施要領

令和8年4月  
香取市総務部総務課

## 1 事業の概要

### (1) 目的

本市はマイナンバー接続系、LGWAN 接続系及びインターネット接続系の各ネットワークについて、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインにおける三層分離の中の $\alpha$ モデルを採用しており、LGWAN 接続系とインターネット接続系については、仮想化技術を用いて接続している。なお、インターネット接続系の機器構成の中にはインターネットメールやファイルの無害化、Proxy サーバによるアクセス制御といった機能も含まれている。

このインターネット接続系における機器が令和9年度に更改の時期を迎えるため、前述の $\alpha$ モデルを踏襲する形で再構築を行う。

### (2) 業務名

インターネット接続環境基盤等賃貸借

### (3) 業者選定の方式

業者選定の方式は、公募型プロポーザル方式とする。

### (4) 業務内容

「インターネット接続環境基盤等賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。ただし、契約時における業務内容は、受注事業者との協議に応じて変更する可能性がある。

### (5) 業務期間

構築期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

賃貸借期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

### (6) 事業提案上限額

315,000千円（消費税及び地方消費税込み）

上記金額は、インターネット接続環境基盤等（ハードウェア・ソフトウェア・構築・導入）及び稼働後5年間（令和9年4月1日から令和14年3月31日）の機器及び運用保守等の保守料を含む金額の上限とする。

### (7) 発注者・事務局

発注者 千葉県香取市

事務局 香取市総務部総務課 担当：情報管理班 奈良、吉田、山崎

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地

電話番号 0478-50-1202（直通）

電子メール jokan@city.katori.lg.jp

## 2 提案参加資格

(1) 本提案への参加は、単独企業、又は業務を共同連帯し受託するため2者以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）によるものとする。

なお、コンソーシアムの結成は自主結成とし、この場合はコンソーシアムに関する協定を結ぶこと。

(2) 参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。なお、コンソーシアムについては、ア、イ、ウ及びエの要件を構成員のすべてが満たし、オ及びカの要件は、その構成員のいずれかが満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は優先交渉権者を決定する日前6箇月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者。

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。

イ この公告の日から優先交渉権者を決定する日までの間、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）の規定に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

ウ 次に該当するものがないこと。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者。

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者。

エ ISO/IEC27001 やプライバシーマークといった情報セキュリティに関する認証を有していること。

オ 令和3年度以降（過去5年間）、地方自治体向けのシステム設計、開発、更改の実績があること。

カ 令和8～9年度の香取市入札参加資格者名簿（委託/情報処理 又は 物品/リース）に掲載されている業者であること。

(3) 参加者は、他の参加者の構成員になることはできない。

### 3 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
募集開始	令和8年4月27日（月）
質問受付期間（1次）	令和8年4月27日（月）～令和8年5月11日（月）
質問への回答（1次）	令和8年5月14日（木）
参加申込書の提出期限	令和8年5月20日（水）
1次審査結果の通知	令和8年5月22日（金）
質問受付期間（2次）	令和8年5月22日（金）～令和8年6月1日（月）
質問への回答（2次）	令和8年6月5日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年6月19日（金）
職員プレゼンおよびヒアリング	令和8年6月26日（金）
選定委員プレゼンテーション	令和8年7月3日（金）
審査結果の通知（公表）	令和8年7月9日（木）
契約協議及び契約締結	令和8年7月下旬

※スケジュールは、都合により変更する場合がある。

### 4 本件に関する質問及び回答の方法等

本件に関し質問がある場合は、以下により行うものとする。

ただし、質問は本プロポーザルの参加申込書及び提案書の作成、提出に必要な事項に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

#### (1) 1次質問

1次質問における質問は、参加申込書の作成に必要な事項に限るものとする。

①提出様式 質問書（様式1）による。

②提出場所 本要領1の（7）に定める事務局に電子メールで提出すること。  
なお、件名は「インターネット接続環境基盤等賃貸借に関する質問」とすること。

※提出後、事務局に対し受信の確認をすること。

③受付期間 令和8年4月27日（月）午前9時から令和8年5月11日（月）午後3時までの間。

④回答方法 提出された質問に対する回答は、令和8年5月14日（木）までに質問者名を伏せて香取市ホームページに公開する。

#### (2) 2次質問

①提出様式 質問書（様式1）による。

- ②提出場所 4 (1) ②に同じ。
- ③受付期間 令和8年5月22日(金)午前9時から令和8年6月1日(月)午後3時までの間。
- ④回答方法 提出された質問に対する回答は、令和8年6月5日(金)までに質問者名を伏せて香取市ホームページに公開する。

## 5 参加申込書の提出

提案参加申込書の提出は、以下のとおりとする。

### (1) 提出期限

令和8年5月20日(水)午後5時 必着

### (2) 提出場所

本要領1の(7)に定める事務局へ提出すること。

### (3) 提出方法

上記提出場所へ直接持参又は郵送による。

なお、持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに持参するものとし、郵送で提出する場合は、特定記録、簡易書留、書留のいずれかにより提出すること。

### (4) 提出書類

①提案参加申込書(様式2)(コンソーシアムにあっては様式2の2)

②誓約書(様式3)(コンソーシアムにあっては様式3の2及び3)

③委任状(様式4)(代理人を定める場合。コンソーシアムにあっては様式4の2及び3)

④参加者概要(様式自由)(コンソーシアムにあっては代表者・各構成員全て)

団体名、設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、経営規模、経営状況、連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)を必ず記載すること。また、パンフレット等を添付すること。

⑤セキュリティ認証を証明する書類の写し

⑥業務実施体制(様式5)

⑦配置予定者の業務実績(様式6)

業務経歴等は、令和3年度以降(過去5年間)に担当した地方自治体向けのシステム設計、開発、更改の実績について記載すること。

加えて、地方自治体向けシステム以外の実績や、現在の従事業務について主なものを記載すること。

⑧参加者の業務実績(様式7)

ア 契約書等の業務実績を証明する書類(写し可)を添付すること。

イ 令和3年度以降(過去5年間)に請け負った地方自治体向けのシステム設計、開発、更改業務の実績を記載すること。

⑨コンソーシアムに関する協定書の写し(コンソーシアムのみ)

## 6 提案書の提出

提案書等の作成及び提出は、以下のとおりとする。

### (1) 提出期限

令和8年6月19日（金）午後5時 必着

### (2) 提出場所

本要領1の（7）に定める事務局へ提出すること。

### (3) 提出方法

上記提出場所へ直接持参又は郵送による。

なお、持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに持参するものとし、郵送で提出する場合は、特定記録、簡易書留、書留のいずれかにより提出すること。

### (4) 提出書類

提出を求める書類は、下記のとおりとする。

提案書については、市より配布する仕様書に従い、内容を具体的に記載すること。また、提出物の用紙サイズは原則A4版に統一し、150ページ以内で記載すること。

なお、提案書中の文書及び図表は、専門的な知識を有しない者でも理解できるように分かりやすく平易な表現とすること。難解な専門用語を使わなければならない場合は、必ず注釈を付すこと。

ア 提案書（任意様式）

イ 見積書（任意様式）

ウ 概要見積書ならびに指定した各別表（市からの提示様式）

エ リース会社選定書（様式8）

※提案事業者以外のリース事業者との契約を希望する場合

オ 提案記載箇所チェックシート（様式9）

### (5) 提出部数

製本したものを、正本1部、副本8部を提出。

あわせて電子データとして、CD-ROM等へ保存したデータを提出すること。その際、ア提案書及びイ見積書については任意のファイル形式、その他の資料については香取市から提示したファイルへ必要事項を入力し、元のままのファイル形式でCD-ROM等へ保存し提出すること。なお、内容は正本1部の内容と過不足無く同一のこと。

### (6) その他

提出期限後の提案書等の追加・修正・差し替えは原則として認めないものとする。ただし、必要に応じ市から追加資料を求めることがある。

## 7 選定審査

選定審査は、「香取市インターネット接続環境基盤等構築業者選定委員会」を設置し、以下のとおり実施する。

なお、必要に応じて追加資料の提出要請、追加ヒアリングを実施する場合がある。

また、提案者が1者のみであっても審査を行うものとする。その場合、2次審査の評価合計点が満点（710点）の6割に満たない場合は、優先交渉権者の選定を行わない。

(1) 1次審査

本業務の1次審査は、以下のとおり実施する。

① 1次審査の審査方法

事務局にて「5 参加申込書の提出（4）提出書類」に基づく書類審査を実施し、「2 提案参加資格」を満たしているか審査する。参加資格を満たしている参加申込者が3者を超えた場合、書類審査による評価点がより高い者から最大3者を2次審査の対象として選定する。なお、参加資格を満たしている参加申込者が3者以下だった場合は、全通過者を2次審査の対象とする。

② 1次審査結果の通知

1次審査結果の通知は、令和8年5月22日（金）までに参加申込者へ電子メールで通知し、後日書面を郵送する。

(2) 2次審査

本業務の2次審査は、以下のとおり実施する。

① 職員プレゼンテーション

ア 実施日時

令和8年6月26日（金）※時刻及び会場は、別途電子メールにて通知する。

イ 説明時間等

職員プレゼンテーションは1者ずつ行い、説明30分、質疑10分の計40分程度とする。

② 提案書内容に対するヒアリング

提案事業者から提出のあった提案書の内容について、総務課情報管理班にてヒアリングを行い記載内容の確認を行う。

ア 実施日時

令和8年6月26日（金）※時刻及び会場は、別途電子メールにて通知する。

③ 選定委員プレゼンテーション

ア 実施日時

令和8年7月3日（金）※時刻及び会場は、別途電子メールにて通知する。

イ 説明時間等

選定委員プレゼンテーションは1者ずつ行い、説明30分、質疑20分の計50分程度とする。

ウ 説明者

説明は、本業務を受注した際に直接業務を担当する配置予定者が行うこととし、出席者は3人以内とする。

エ その他

説明時は、事務局が用意するモニター（型番 SHARP PN-HW861）及びHDMIケーブルを使用することとし、データを格納したPC等発表に必要な物品を持参すること。なお、不測の事態に備え、提出されたデータ一式を格納したPCを

事務局で用意する。

## 8 評価項目等

選定審査における評価項目等は、別紙1 審査基準のとおりとする。

## 9 優先交渉権者の選定

2次審査結果において評価点合計の最高点を獲得した参加者を業務の優先交渉権者として選定する。

なお、最高得点者が複数となった場合は、選定委員プレゼンテーションにおける評価点が高い方を優先交渉権者とする。

## 10 審査結果の通知・公表

(1) 上記審査の結果については、2次審査対象者に電子メールおよび郵送にて通知するとともに、優先交渉権者を香取市ホームページで公表する。

(2) 審査の内容および結果に係る問い合わせには応じないものとする。

(3) 審査結果に一切の異議申し立てをできないこととする。

## 11 契約協議及び契約

上記9により選定された優先交渉権者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約を締結するものとし、協議が整わない場合は、2次審査の評価が上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

なお、提案事業者が指定するリース事業者との契約も可とし、その場合はリース会社選定書（様式8）を提案書とあわせて提出すること。

また、コンソーシアムが優先交渉権者となった場合、当該コンソーシアムが法人格を有していればその法人と、法人格を有していなければコンソーシアムの代表者との契約とする。

## 12 その他

(1) 提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。

(2) 提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、香取市情報公開条例の対象となることに留意すること。

(3) 提案者から提出された書類は、返却しない。

(4) 参加申込書及び提案書等の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式10）を提出すること。

(5) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、失格とする。

ア 虚偽の内容を記載した者

イ ヒアリング等の時間に遅れた者又は出席しなかった者

ウ 複数の参加申込書及び提案書を提出した者

エ その他、審査会が不相当と認めた者